

様式第5号（第6条関係）

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成25年度 第12回委員会 平成26年1月21日（火） 於. 橿原市役所 北館別館 中会議室	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 安田 武功 事務局 総務部長、会計管理者、 財産契約課長、会計課技術検査室長、 財産契約課主幹、財産契約課課長補佐 技術検査室長補佐2名 他3名	
審議対象期間	平成25年4月1日～平成25年9月30日	
抽出案件	総件数 10件	（備考）期間内入札等件数 総件数 128件 事後審査型条件付き一般競争入札 90件 指名競争入札 25件 総合評価落札方式 1件 プロポーザル方式 3件 随意契約 2件 条件付き一般競争入札 6件 設計施工方式 1件
事後審査型条件付き 一般競争入札	3件	
指名競争入札	2件	
総合評価落札方式	1件	
プロポーザル方式	1件	
随意契約	1件	
条件付き 一般競争入札	1件	
設計施工方式	1件	
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

## 【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<入札及び随意契約の執行状況について>	
特になし	
<抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について>	
入札傾向を加味した形で落札者を決定する新制度について、当該制度の効果について検証が必要であると思われる。また、現行の60%ラインの妥当性についても検証されたい。	新制度による効果については、今のところ未検証であるが、今後、検証を進めていく。
抽出事案2〔平成25年度污水管渠埋設工事に伴う建物事前調査業務委託〕について	
コンサル発注の際の積算方法について、現行では不十分である。今後、積算方法の確立を進められたい。	積算基準のないものは、現行は参考見積を徴取し、その金額から積算を進めているケースが多い。今後、より適切な積算を行えるよう研究を進めたいと考える。
抽出事案3〔市営斎場・墓園 植栽管理業務〕について	
最低制限価格を変動することによって、最低価格の入札者と契約できない事象が発生している。制度として、問題があるとは、言わないが市民感情的に理解が得られないのではないかとと思われる。説明責任を果たせるよう事務局で検討しておくべきである。	最低制限価格については、事前公表、事後公表、変動制、それぞれにメリット、デメリットがある中で、事務局としては、現行の変動制がより優れていると判断している。
最低制限価格の事前公表によって、入札額が最低制限価格と同額に偏重してしまうことを問題視しているが、くじ引きによって、落札者を決定することに問題があるのか。	
低入札価格調査制度の導入について検討すべきではないか。	
抽出事案4〔污水管渠埋設工事 忌部山処理分区第25-2工区〕について	
応札者が1社となった場合、その入札を有効とせず、随意契約に移行できないのか。随意契約の手続きの中で改めて価格交渉を行えば、更に低い金額で契約できるように思われるので、そのような制度改正を検討されたい。	当市では、1社のみ入札であっても、開札当日までは入札参加者が1社入札であることは、認識できないため、競争性は確保されていると判断し、当該入札は有効としている。 提案の内容については現行の法令等が改正されなければ、そういった運用はできないと考える。

委員からの意見・質問	市の回答
軌道敷に係る工事については、業者の門戸を広げ、競争性を確保できるよう検討されたい。	今後、同種の案件の入札があった際には、複数の入札参加があるよう、方策を検討する。
抽出事案6〔（仮称）榎原市子ども総合支援センター大規模改修工事〕について	
総合評価方式についても、価格競争が必要であると思われる。価格競争の要素も反映できるよう検討されたい。	
抽出事案7〔榎原市下水道事業地方公営企業会計移行業務委託〕について	
プロポーザル方式については、透明性・公開性について乏しく感じる部分もある。今後、透明性・公開性について、十分に配慮しながら進められたい。	
落札率が極端に低いように感じられる。倒産、労働者の賃金抑制などに繋がらないよう、企業の健全性等について、十分に配慮されたい。	本案件について、落札率が極端に低いがそのことについて、担当課が特別に調査を行ったかは、確認できていない。 コンサル業務については、過去に同種業務を実施したノウハウ等があれば、価格抑制は可能であり、必ずしも委員が危惧されるような問題は起こらないと考えている。
低い落札率であっても成果品の品質が確保されていけば問題ないと思われる。品質の確保について、十分に留意されたい。	
抽出事案10〔畝傍東小学校区第3放課後児童健全育成施設建設工事（設計含む）〕について	
設計施工方式については、透明性・公開性の確保という点において疑義がある。一般競争入札の手続きとの違いについて説明されたい。	設計施工方式については、一般競争入札同様に公告を行い、参加申請を受け付ける。参加申請のあった業者から使用する製品の型式等のヒアリングを行い、要求水準を満たしている業者を対象に価格競争による入札を実施している。
<建設工事種別の発注統計について>	
特になし	
<工事成績について>	
特になし	

委員からの意見・質問	市の回答
<入札参加資格停止措置の運用状況について>	
特になし	
<その他事項について>	
① 総合評価方式の見直しについて	
<p>総合評価方式の見直しについて、取り組みを進められたことについては、歓迎する。</p> <p>内容について、改正案では、総合評価審査委員会で「選定する」となっているが、契約制度審査会が「決定する」のであれば、「選定する」という表現は適切でない。要綱については十分に内容の整理をされたい。</p>	
② 電気工事の発注基準の新設について	
<p>発注基準を設けることで、より公開性・透明性に繋がると考える。今回の基準新設については歓迎する。</p>	
③ 最低制限基準金額の算出方法について	
特になし	
④ 電子入札の導入について	
<p>電子入札に限らず、IT化の推進は、時代の要請である。システムの導入によるデータの蓄積、自治体間のネットワークづくりを推進されたい。</p>	
⑤ 「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について	
特になし	
<次回の開催について>	
<p>次回の当委員会は、平成26年7月の開催を予定しています。</p>	